

令和元年第5回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和元年5月27日（月） 13時44分開会
14時16分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美, 福富 早央里

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	内村 喜代志
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第20号 指宿市指定文化財の指定について
 - ・ 日程第2 議案第21号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

- ・日程第3 報告第4号 指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について
- ・日程第4 報告第5号 指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱について
- ・日程第5 報告第6号 指宿市立図書館協議会の補欠委員の任命について
- ・日程第6 報告第7号 指宿市立少年育成センター運営協議会の補欠委員の任命について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから、令和元年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成31年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

4月29日にアロハ宣言セレモニーが、なのはな館で行われて、いよいよアロハ着用が始まったところです。

3番目にあります校区公民館長辞令交付と、大成校区の公民館主事1名が欠員となっておりましたので、併せて辞令交付式を行いました。

5番目ですが、小・中・高校の校長と、人事評価記録書に基づいた当初申告の面談を行いました。それぞれ学校が始まっておりますが、学校の経営方針、それを具体化する具体的な取組の状況、そういうものを面談の中でお聞きして、方向を確認したところです。当初申告でございますが、前期の申告、後期の申告と3回の面談をして、最終的に総合評価をしていくこととなります。

7番目の春の全国交通安全運動キャンペーンが、5月13日に田口田交差点で行われました。このキャンペーンについては、開聞地域、山川地域でも日にちを変えて行われて、部長等に参加していただいたところです。

9番目ですが、鹿児島県教組南薩地区支部指宿地区協との交渉ということで、それぞれ先生方、組合の皆さんの役員等に交代があったりしましたので、挨拶を兼ねて学校で働く教職員の勤務、労働環境、福利厚生に関する内容等について話し合いをしたところです。

10番目ですが、社会教育課の事業として、市民講座・寿大学の合同開講式を、なのはな館で行いました。これまでは、それぞれの講座が始まる時に、個々に開講式があったわけですが、一堂に会して実施するというので、お互いの学習の様子、指導してくださる先生方との顔合わせ、そういうのもできたところです。

12番目の、県の連絡協議会定期総会・講演会には、委員の皆様もご参加いただきましてありがとうございました。その日に、県の教育委員会の教育長、次長、課長等と教育長会との懇談会が行われました。

15番目の指宿市教育委員会学校訪問、16番目の南薩地区教育委員会連絡協議会理事会・総会・情報交換会にも、委員の皆様方に参加していただいたところです。

裏面になりますが、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が、5月23日と24日に富山市の富山国際会議場他で行われましたので、参加させていただきました。大会のテーマは「未来を切り拓く教育の在り方」ということですが、全体を通じて大会テーマ等を意識しながら、色々な会が進められたところです。

1日目は開会行事、議事、文部科学省からお出でいただいて講話が行われましたが、内容的には行政説明でありました。講話は、初等中等局教育企画課長の望月さんの講話でしたが、内容としてはたくさんあったのですが、代表的なものを報告するとすれば、新時代の初等中等教育の在り方、新学習指導要領について、学校における働き方改革について、いじめ対策・不登校支援・児童虐待について、公立小・中学校の適正規模・適正配置等について。こういう内容でしたけれども、本市においても、このようなことを踏まえながら、それぞれの課で施策を企画・立案し取り組んでいただきたいと。国の方向と、本市の教育行政も同じ方向に進んでいると思ったところです。

(4)ですが、教育研究部会ということで、1・2・3と部会がありましたが、私は第2研究部会に参加しました。四日市市の教育長、南砺市の教育長、それぞれテーマに基づいて事例発表があり、質疑応答、協議、意見交換を行ったところです。

2日目は、分野別の研究発表ということで、3つの部会が一堂に会して発表、意見交換等が行われました。教育財政部会、学校教育部会、生涯学習部会とあったわけですが、それぞれの市で、色々な財政事情等も踏まえながら取り組んでおられるなと思いました。特に、生駒市の英語学習に対する取組状況というのは大変参考になりました。私どもは、小中一貫教育の中で、低学年からの英語教育を進めているわけですが、そういうことも時宜を得たものになっているのかなと思います。

以上、教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

日程第1は公開で、日程第2から日程第6までについては、人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1、議案第20号、指宿市指定文化財の指定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1、議案第20号、指宿市指定文化財の指定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

指宿市文化財保護条例第4条の規定に基づき、別紙文化財を指宿市指定文化財に指定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第14号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市文化財保護条例第4条第1項は、「教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の区分により、それぞれ指宿市指定文化財に指定することができる」となっております。

4ページをご覧ください。

今回は、「調所笑左衛門廣郷銘手水鉢2点」を指宿市有形文化財に指定しようとするものであります。これにつきましては、同条第4項で、「教育委員会は、文化財を指定又は認定しようとするときは、あらかじめ指宿市文化財保護審議会へ諮問しなければならない」となっていることから、去る4月19日に指宿市文化財保護審議会に諮問を行いましたところ、5月8日に指宿

市文化財保護審議会会長の藏菌治己氏より、5ページから6ページにお示しの答申書が市教育委員会へ提出されました。

その答申を受けまして、文化財「調所笑左衛門廣郷銘手水鉢2点」を指宿市指定有形文化財に指定しようとするものであります。7ページ及び8ページの写真が「調所笑左衛門廣郷銘手水鉢2点」の写真であります。9ページが、所有者である揖宿神社幸野宮司の、10ページが今林和子氏の指定同意書の写しであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

文化財について、補足があれば教えていただきたいのですが。

(中摩参事)

今回、指定について議案として提出した文化財は2点でございます。いずれも調所笑左衛門廣郷の名前の銘が入った手水鉢となっております。資料の5ページをお開きいただきますと、6ページにかけて指定理由を4点書いてございます。1つ目として設置されておりますのが湯権現、もう1箇所が揖宿神社でございます。調所笑左衛門が、鹿児島藩の家老として天保改革を率いていた頃、または、その後の手水鉢であることが分かります。

例えば、指宿市内で言えば新田の干拓、現在の国道226号線で当時の谷山筋の整備。以前、指定文化財になりました指宿邑捍海隄記碑というのがありますが、指宿小学校の海岸沿いにある防波堤の建設という、公共工事をどんどん進めていたところがございます。それに工事の一種として、揖宿神社の建替等がありまして、調所笑左衛門が深く関わっているということは、この手水鉢が、市内でも最大の手水鉢として奉納されているということから分かります。

昨年は、西郷どん館がオープンしておりまして、幕末西郷隆盛、島津斉彬公が注目されたところではありますが、幕末明治にかけての藩の大きな改革を主導した一人である、調所笑左衛門の名前が入った文化財というのは、斉彬公の子供の毒殺説等含めて、斉彬公に対立した勢力の代表格として、その後、疎んじられたことから、県下でもほぼ残っていない状況でございます。そういった背景から、まずは非常に貴重であるということもございます。

2箇所残っておりまして、揖宿神社は建替。湯権現については、現在の二月田にある前に、浩然会病院辺りにあった時期に奉納された物が移設されたと、そういった経緯も分かる資料となっております。そういった内容から、この2点の資料については、貴重な歴史資料という風に保護審議会の先生方からも、5・6ページにお示したような指定理由について答申をいただいたところがございます。

(七夕職務代理者)

手水鉢というのは、手を洗うものなのですか。

(中摩参事)

神社に詣でる際に手を清めたり，口をすすいだりする物です。写真が7・8ページにあります。

(西森教育長)

今も使われているということですか。

(中摩参事)

使われております。特に揖宿神社は人が多いですから，本殿に参られる際は，皆さん使われております。湯権現は，それほど人はいらっしゃらないですけど，本殿に参る手前にあって，綺麗な水が与えられております。

(西森教育長)

市民の皆様は，それぞれの場所に行かれる時に，こういう調所笑左衛門の名前が入っているのを知っておられるのですか。

(中摩参事)

ほぼご存知ないかと思しますので，また今後，指定された暁には，看板等で周知をする手段を考えたいと思っております。

(西森教育長)

そういう意味では，意義のある指定になるかもしれませんね。管理は引き続いて，それぞれの所有者がするのですか。

(中摩参事)

揖宿神社の物については，揖宿神社が。湯権現の物については，殿様湯の所有者である今林さんのほうで，ずっと管理をされていらっしゃいますので，引き続きお願いしたいと考えております。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第20号については，提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1，議案第20号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事 (非公開)

- 日程第2 議案第21号 「指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」
・・・原案同意
- 日程第3 報告第4号 「指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市立公民館運営審議会委員
の補欠委員の委嘱について」
・・・原案同意
- 日程第4 報告第5号 「指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱について」
・・・原案同意
- 日程第5 報告第6号 「指宿市立図書館協議会の補欠委員の任命について」・・・原案同意
- 日程第6 報告第7号 「指宿市立少年育成センター運営協議会の補欠委員の任命について」
・・・原案同意

9 閉会

(西森教育長)

以上で、令和元年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。